

令和五年二月

定例島根県議会議案  
(条例)

参考資料



# 目 次

島根県県税条例等の一部を改正する条例 .....	1
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件 に関する条例の一部を改正する条例 .....	2



第68号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、自動車税の種別割の税率の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 自動車税の種別割の初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、3年間（一部については2年間）延長すること。

イ その他規定の整理

(2) 次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県県税条例の一部を改正する条例

イ 島根県核燃料税条例

ウ 島根県産業廃棄物減量税条例

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和5年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、2の(2)のアについては改正法の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(2)のイ及

びウについては令和6年1月1日から、2の(3)及び(4)については公布の日から施行する。

## 第69号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

#### (1) 改正の内容

ア 幼保連携型認定こども園における園児の保育に直接従事する職員及び保育室等について、保育に支障がない場合は、他の社会福祉施設の職員又は設備に兼ねることができること。

イ 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこと。

ウ 認定こども園の職員の数の算定において、当分の間、1人に限って保育教諭等（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあっては、保育士の資格を有する者。以下同じ。）を看護師等をもって代えることができること。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。

エ 児童福祉法の改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除

#### (2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからエまで
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	(1)のウ

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

